

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成13年 8月 2日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「使用済みペットボトル再資源化施設」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

- ・東京都千代田区丸の内1丁目1番地2号
日本鋼管株式会社
代表取締役社長 下垣内 洋 一
- ・神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1号
エヌケー環境株式会社
代表取締役社長 内 堀 秀 男

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

使用済みペットボトル再資源化施設

(2) 種類

工場又は事業所の新設（第3種行為）
廃棄物処理施設の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区水江町5番

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

一般廃棄物処理施設（使用済みペットボトル再資源化施設）の新設

(2) 内容

ア 敷地面積 12,520㎡

イ 土地利用計画

(ア) 建築物

a 原料倉庫 2,370㎡

b 工場棟 1,810㎡

c 成品倉庫 1,350㎡

d 押出機棟 370㎡

e 事務所棟 250㎡

f 排水処理室 100㎡

(イ) 屋外設備 290㎡

(ウ) 通路・駐車場 2,850㎡

(エ) 緑化地 3,130㎡

ウ 設備計画

ボトル受入・解俵設備, ボトル選別設備, 粉碎・ラベル分離設備, フレーク洗浄設備, ポリオレフィン分離設備, フレーク精製・充填設備

エ 能力

48 t / 日

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成13年8月

完了予定：平成14年2月

6 条例評価書の写しの縦覧期間，場所及び時間

(1) 期間

平成13年 8月 2日（木）から平成13年 8月31日（金）まで

(2) 場所

川崎区役所，川崎区役所大師支所，川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし，土曜日，日曜日及び休日は除きます。